令和５年度

豊田市区長会 第７回 役員会

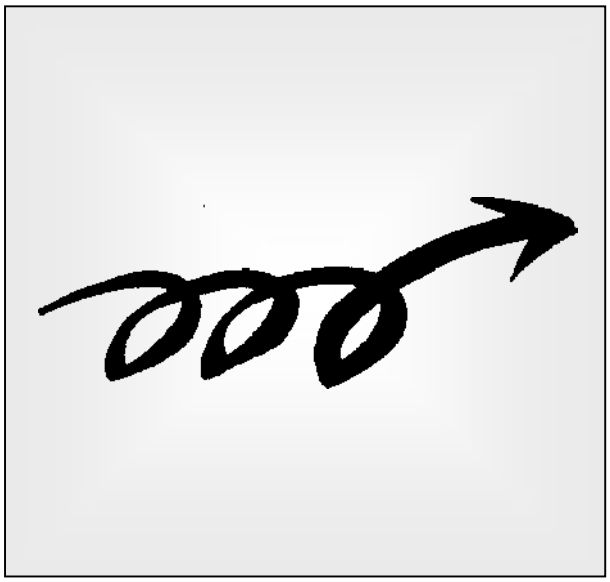

区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、
「人づくり・まちづくり・幸せづくり」
をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて伸びていくことを表現しています

市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の５項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに５つの誓いを５本の指で表現しています。

日　時　　令和５年９月２７日（水）　午後２時から

場　所　　豊田市役所　南庁舎５階　南５２会議室

次　第

【司会　寺田副会長／場所　市役所南庁舎５階　南５２会議室】

１　豊田市民の誓い唱和　　吉見会計

２　会長　挨拶

３　豊田警察署 報告・説明　　ページ

1	犯罪発生状況・交通事故発生状況について		別紙
	報告内容	・別紙のとおりです。	
2	警察署と地区区長会との連携について		別紙
	依頼内容	・地区区長会日程の確認を行い修正があれば区長会事務局へご連絡ください。	

４　区長会　報告・確認・協議事項　　ページ

1	令和５年度区長会役員・総務委員合同視察研修会の報告及び令和６年度視察研修のアンケートについて		1・別紙
	依頼内容	アンケートにご協力をお願いします。	

５　共済会運営委員会 報告事項　　ページ

1	今期見舞金の支給状況について		2
	報告内容	・状況は別紙のとおりです。 ・事故報告書等は早めに提出をお願いします。 ※事故報告書は原則５日以内です。すぐに事故報告書を提出できない場合は、事故後直ちに支所又は区長会事務局へご一報ください。	―

６　豊田市等からの依頼・情報提供事項　　資料番号

1	地域広場における安全管理について		公園緑地つかう課	1
	報告内容	・自治区で管理していただいている地域広場の安全管理について、別紙のとおり御留意ください。 【連絡先】公園緑地つかう課 電話：34-6621/FAX：34-4500 メール：kouen-tsukau@city.toyota.aichi.jp	区長便	

2	自主避難場所の指定状況報告について		防災対策課	2
	依頼内容	・自主避難場所の指定状況の報告をお願いします。 ・新規に指定する自主避難場所の看板配布を希望する自治区は報告をお願いします。 【期　限】令和５年１１月２４日（金） 【連絡先】防災対策課（電話：34-6750/FAX：34-6048）	区長便	
3	違反開発防止に向けたポスター掲示及びチラシ回覧について		開発調整課	3
	依頼内容	・豊田市違反開発防止週間の取組で作成したポスターの掲示をお願いします。（掲示期間：令和５年１０月１５日～令和５年１０月２１日） ・土地所有者が安易に土地を提供しないよう注意喚起のチラシの回覧をお願いします。 【連絡先】開発調整課（電話：34-6744/FAX：34-6011）	区長便	
4	「子どもの権利」地域向け研修の開催について		こども・若者政策課	4
	情報提供	今年度から新たに、中学校区ごとに「子どもの権利」地域向け研修を開催します。 ご承知おきいただくとともに、該当年度に地域内でのご案内にご協力いただければ幸いです。 【対象者】保護者、PTA関係者を含む地域の大人 【連絡先】こども・若者政策課 電話：34-6630/FAX：34-6938 メール：kowaka@city.toyota.aichi.jp	－	

７　１０月区長便のお知らせ　・・・　3

８　豊田市からの主要施策の説明

主要交差点等における防犯カメラの整備等について・・・・・交通安全防犯課

９　意見交換

豊田市から説明を聞きたい施策のテーマ募集
その他区長会として市に要望したいこと、自治区運営で困っていて他自治区に聞きたいこと

【第８回役員会】　１１月１日（水）　１４：００～　市役所南庁舎５階　南５１会議室

令和５年度 区長会役員・総務委員合同視察研修会 報告書

1 概　要

（１）開催日時　　令和５年９月１５日（金）午前１１時　～　正午

（２）場　　所　　静岡県島田市　金谷公民館みんくる

（３）目　　的　　豊田市において自治区業務のデジタル化を進めていくにあたり、既に自治会のオンライン会議等を実施している島田市の取組について学ぶことで、デジタル化について理解を深めるとともに、今後の取組の参考とするため。

（４）テ ー マ　　島田市における自治会 DX 推進の取組

（５）説 明 者　　島田市　共働推進課　石田様
（株）TOKAI ケーブルネットワーク　広域展開推進一課　川井様

（６）参 加 者　　区長会役員　　１５名　／　区長会総務委員　１２名

2 説明内容

・令和２年度に、自治会連合会・事業者・市が連携協定を結び、デジタル機器の導入支援や、モデル自治会でオンライン会議が行われた。（右図のとおり）
・モデル自治会では、令和５年度現在も約７割の役員が自治区の役員会にオンライン参加している。
・毎年、新役員に対して、事前に接続テストをし、zoom 接続練習を支援している（島田デジタル塾）。

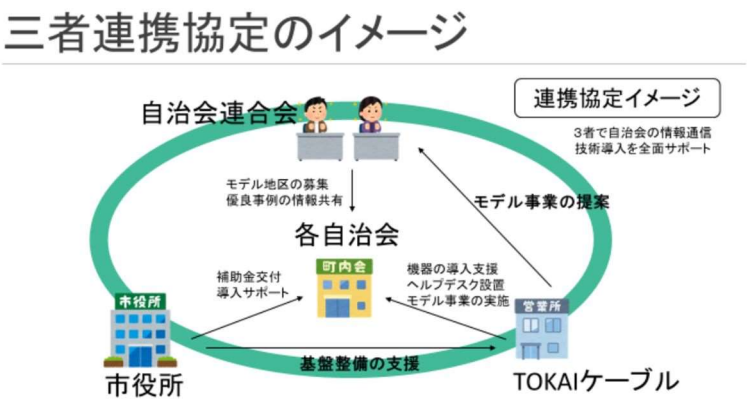

<主な質疑応答>

区　長：全６８の自治会同士はネットワークでつながっているのか。

島田市：自治会同士のネットワークはないが、市と自治会のやり取りでインターネットを使用する機会は増えている。現在は、会議の出欠については、約７割の自治会がインターネットで回答をしている。

<視察研修の様子>

第 ７ 回　運 営 委 員 会

１　見舞金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
９ 月 １ 日 ～ ９ 月 ３０ 日	5	43,000	1	23,000
４ 月 １ 日 ～ ９ 月 ３０ 日	25	464,575	27	749,500
１件あたりの平均支給額	―	18,583	―	27,759

２　９月の見舞金支給の内容

No.	自治区名等	見舞金額（円）	行事名等	傷害の内容等	発　生　状　況
1	西　区	6,000	納涼盆踊り大会	蜂刺傷(左耳)	盆踊りの準備中､樹木から飛び出してきた蜂に刺され負傷
2	西　区	6,000	納涼盆踊り大会	右肋骨打撲	焼きそば販売を見回り中､低い机に躓き転倒し上半身を打撲
3	敷　島	18,000	ふれあい夏祭り	左環指打撲･挫創	長机を屋外に運び出す時､他の長机に接触した為､左手に落下し負傷
4	西中山	6,000	いこまいフェスタ	蜂刺傷(右手甲)	フェスタの準備の為､土手の草刈りをしていて蜂に刺され負傷
5	駒　場	7,000	広報とよた配布	頭部打撲 腕･膝擦り傷	広報を左脇に抱え､段差に気付かず転倒し負傷

３　賠償金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
９ 月 １ 日 ～ ９ 月 ３０ 日	1	31,790	0	0
４ 月 １ 日 ～ ９ 月 ３０ 日	11	1,364,614	4	514,250

４　９月の賠償金支給の内容

No.	自治区名等	賠償金額（円）	行事名等	賠償の内容
1	下川口	31,790	春の環境美化活動	草刈機の石跳ねで、近くに止めてあった軽トラックのリヤガラスを破損

〈共済会細則〉（認定行事）第１条

（７）お祭り等における純粋に宗教的行事部分（神事等）については認定行事から除外する。

となっておりますので、秋祭りは十分気を付けて下さい。

【問合せ先】 区長会事務局　中山

電話　３４-６６２９

１０月区長便送付文書一覧

※区長会ホームページ（https://www.toyota-kuchokai.org）でも、資料を掲載しています。

No.	文　書　名	担当課	電話	種類	送付先
1	地域広場における安全管理	公園緑地つかう課	34-6621	通知	関係自治区
2	全国一斉情報伝達訓練の実施	防災対策課	34-6750	依頼	全自治区
3	自主避難場所の指定状況報告	防災対策課	34-6750	依頼	全自治区
4	違反開発防止に向けたポスター掲示及びチラシの回覧	開発調整課	34-6744	依頼回覧	全自治区
5	自治区に係る9月議会一般質問について	豊田市区長会	34-6629	配付	全自治区
6	「交通安全市民会議ニュース 10 月号」他	交通安全防犯課	34-6633	配付	全自治区
7	ぼらんていあだより	社会福祉協議会	31-1294	配付	旧市内自治区
8	男女共同参画情報誌「クローバー第 46 号」	とよた男女共同参画センター	31-7780	回覧	全自治区

※９月の区長便で送付しました「自治区改善取組発表会」につきまして、
まだ空きがございますので是非ご参加ください！
お申込み方法については、９月区長便資料に記載のとおりです。

※「自治区だより」は発行の都度、支所に３部（挙母地区は地域支援課に２部）ご提出をお願いいたします。（支所、区長会事務局、社会福祉協議会にて保管しています。）

※区長便の空袋は、翌月配達時に業者が回収いたしますのでご協力ください。

※回覧数等の変更・訂正がある場合は、支所・地域支援課へご連絡ください。

【地域支援課】電　話：(0565) 34-6629　　ＦＡＸ：(0565) 35-4745
メール：chiikishien@city.toyota.aichi.jp

Ｍｅｍｏ

「人づくり･まちづくり･幸せづくり」

豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州をのぞむ美しい山河にかこまれ、
輝かしい衣の里の歴史と伝統をうけつぎながら、
明日に向かって伸びゆく豊田市の市民です。

1　緑をはぐくみ、川を大切にして、
豊かな自然を愛しましょう。

1　スポーツに親しみ、教養を高めて、
文化の向上につとめましょう。

1　元気で働き、若い力をそだてて、
幸せな家庭をつくりましょう。

1　互いに助けあい、心の輪をひろげて、
あたたかい町をつくりましょう。

1　いのちを尊び、きまりを守って、
住みよい社会をつくりましょう。

（昭和５３年３月１日制定）

「市民の誓いシンボルマーク」(平成 18 年制定)
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の５項目を明るいラインで表し、実践活動を通じて、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。

資料１
１０月区長便

令和５年９月２７日

地域広場を管理いただいている
　自治区長　様

豊田市長　太田　稔彦
（ 公　印　省　略 ）

地域広場における安全管理について（お知らせ）

日頃は、当市の公園行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
また、地域広場（ちびっこ広場、ふれあい広場、児童遊園）の日常管理に御尽力を賜り感謝申し上げます。
さて、一部で報道されているとおり、西尾市において、野球の練習で多目的広場を利用していた児童がスライディングをした際、地面から突き出たクギにより膝を１０針縫う大怪我をしました。
これを受け、当市においても、グラウンドのある都市公園及びふれあい広場の緊急点検を行い、クギの有無の確認と危険なクギの撤去又は打ち込みを行いました。
点検のなかで、ふれあい広場に作られている「ゲートボール場」の枠を、クギで止めているケースを多く確認しました。
直ちに危険となるものはありませんでしたが、今後クギが地面から出てくることが想定されるため、自治区におかれましては、日常管理において突き出たクギなどに留意していただき、適宜、撤去又は打ち込みをしていただくようにお願いします。
（自治区で自主避難場所に指定している場合もあるため、安全管理には十分に御留意ください。）

また、目印などを設置する場合は、金属ではなくゴムホースなど、利用者が怪我をする恐れのないものを使用していただければ幸いです。

【設置の例】
- **ガス管などのゴムホースを利用**
- **地表に３センチほど露出**
- **地中に１２センチほど埋設**

御不明な点があれば、以下まで問合せをお願いします。

【連絡先】
都市整備部 公園緑地つかう課 公園広場担当
電話３４－６６２１　ＦＡＸ３４－４５００
メール kouen-tsukau@city.toyota.aichi.jp

資　料　２
１０月区長便

事　務　連　絡
令和５年９月２７日

自治区長　様

豊田市長　太田　稔彦
（公　印　省　略）

自主避難場所の指定状況報告について（依頼）

日頃は、防災行政に御理解御協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、各自治区で指定されています自主避難場所（※）につきまして、下記のとおり報告をお願いいたします。

※自主避難場所は、市の指定する緊急避難場所や避難所が開設されていない場合や安全に避難することが困難な場合等に、住民の方が自主的に避難する場所です。また、自治区にその指定及び管理運営をお願いしています。自主避難場所は災害リスクを考慮して、選定してください。

記

１　提出物

（１）別紙１自主避難場所報告書（**全自治区提出**）

自治区が指定している自主避難場所の把握及び事務手続きに使用します。なお、自主避難場所の指定、運営等については、裏面を参照してください。

（２）別紙２自主避難場所看板申請書（**希望自治区のみ提出**）

新規に指定する自主避難場所に看板を配付します。なお、看板の配付基準については、裏面を参照してください。

既に指定されている自主避難場所へ看板の配付は原則行いませんが、劣化等で文字等が消えている場合は、看板の上から貼る「避難場所看板シール」を配付します。看板、支柱は既存のものを御活用ください。

２　提出期限

令和５年１１月２４日（金）まで

３　提出先

防災対策課（豊田市役所南庁舎４階）　※FAX 可：0565-34-6048
※E メール可：bousai@city.toyota.aichi.jp

４　その他

配付先の自治区については、別途通知します。看板、シール等は令和６年度に配付を予定しています。

連絡先　豊田市役所地域振興部防災対策課（鎌倉、木下、深津）
TEL：０５６５－３４－６７５０
FAX：０５６５－３４－６０４８

自主避難場所の指定について

1　自主避難場所の運営等

項目	内容	備考
指定	自治区	自治区は、施設管理者の承諾を得ること
運営	自治区を中心とする地域住民	原則、市職員の配置及び物資支援は行わない
基準	災害時、安全に運営が可能な場所	市の指定緊急避難場所・指定避難の指定は不可
看板	当面、市が看板を配付	取り付け、維持管理、処分は自治区で実施

2　看板の配付基準

指定された施設等が下表に示す災害種別の基準を満たしていること

災害種別	基準
洪水（※）	浸水想定区域及び浸水予想図の指定区域外であること
地震（※）	・建築物がある場合は、当該建築物が昭和 56 年 6 月以降に建築されていること。ただし、昭和 56 年 6 月以前に建築された建築物がある場合は、耐震診断又は耐震改修により、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 20 条に規定する基準（以下、構造要件という。）を満たしていること ・施設又はその施設周辺に地震が発生した場合において、人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物、その他の物がないこと。
土砂災害	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域（土石流）の外であること。 ただし、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）については、構造要件を満たし、2 階以上又は 1 階でも警戒区域等の指定エリア外で避難可能なスペースがあること

※洪水・地震については、土砂災害の基準についても満たしていることが必要

3　災害リスクの確認方法

（1）洪水

①豊田市洪水ハザードマップ

②豊田市ホームページ内「とよた i マップ」の防災マップで“浸水想定区域”のレイヤを選択

https://www2.wagmap.jp/toyotacity/Portal

※令和 3 年 4 月に洪水ハザードマップが更新されています。従来、浸水想定区域外であった場所が浸水想定区域内に変更している場合があります。**浸水想定区域外に設置してある看板に「洪水」シールが貼られている場合は、シールをはがす等の対応をお願いします。**

（2）土砂災害

①愛知県統合型情報システム「マップあいち」の土砂災害警戒マップ

https://maps.pref.aichi.jp/

②豊田市ホームページ内「とよた i マップ」の防災マップで“土砂災害情報”のうち“土砂災害特別警戒区域（土石流）”、“土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）”、“土砂災害警戒区域（土石流）”、のレイヤを選択（一度に複数のレイヤを選択できます）

https://www2.wagmap.jp/toyotacity/Portal

別紙１

自主避難場所報告書

全自治区提出

豊田市防災対策課　行き
（FAX　0565-34-6048）
（E メール　bousai@city.toyota.aichi.jp）

自治区番号	○○○○
自治区名	○○自治区
区 長 名	
連 絡 先	

令和５年１１月２４日（金）締切

１　変更の有無

令和４年度に報告いただいている自主避難場所を「２　指定解除の有無」に記載の表に印字してありますので、変更あり・変更なしのいずれか一方に○を付けてください。
※変更ありの場合は、以下の２または３に記入してください。変更なしの場合は不要です。

変更あり　・　変更なし

２　指定解除の有無

自主避難場所の指定を解除する場合は、以下の表の「解除」に○を付けてください。

【現況】自主避難場所	所在地	解除の有無
○○自治区集会所	○○町××1-2	解除
○○ちびっこ広場	○○町△□3-4	解除

３　新規指定

新たに自主避難場所を指定する場合は以下に記入してください。
※事前に施設管理者の承諾を得てください。

施設名	所在地（番地まで正確に記入してください）

別紙　2

自主避難場所看板等申請書

豊田市防災対策課　行き
（FAX　0565-34-6048）
（E メール　bousai@city.toyota.aichi.jp）

令和５年１１月２４日（金）締切

自治区番号	
自治区名	自治区
区 長 名	
連 絡 先	

新規指定の自主避難場所について、看板を配付しますので、必要数を御記入ください。
配付の基準は、依頼文の裏面を御確認ください。災害種別シールと看板シールについては、既存の自主避難場所にも配付可能です。
看板等は令和６年度に配付を予定しています。配付の時期、方法については、改めてお知らせします。

●看板等の配付について
1　看板等のイメージは【裏面】を御覧ください。
2　看板等の設置作業は、施設管理者等の許可後に行ってください。
※都市公園及び地域広場については、防災対策課がまとめて公園緑地つかう課へ看板設置許可の申請をします。
3　取り付け、維持管理、処分は自治区でお願いします。

配付物	希望枚数	
看板	枚（自主避難場所名　　）	**新規**のみ申請可
支柱	本（自主避難場所名　　）	
災害種別シール	洪水　　枚　地震　　枚　土砂災害　　枚	
避難場所看板シール※	枚（自主避難場所名　　）	

※劣化等で文字等が消えている場合は、看板の上から貼る「避難場所看板シール」を配付します。

裏面

【看板イメージ図】

【取り付け例】

●フェンス、壁などに固定

●支柱により建てる

資　料　３

令和５年９月２７日

自治区長　様

都市整備部　開発調整課
課長　鈴木　晃弘

違反開発防止に向けたポスター掲示及びチラシの回覧について

日頃は、豊田市行政に御理解と御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
このたび、令和５年10月15日から令和５年10月21日に「豊田市違反開発防止週間」を設置します。違反開発の未然防止と拡大抑制に係る取組の一環として、違反開発防止を啓発するポスター及びチラシを作成しましたので、下記のとおり依頼します。

記

１　目　　的
違反開発を防止するため

２　依頼内容
・区民会館等へのポスターの掲示
(掲示期間　令和５年10月15日から令和５年10月21日)
・自治区住民へのチラシの回覧

３　周知内容
ポスター及びチラシのとおり

《問合せ先》
豊田市役所 都市整備部 開発調整課
盛土等担当　丸山、花木
TEL：0565-34-6744（直通）
FAX：0565-34-6011

回覧

土地所有者の皆様へ　大切なお知らせ

残土処分事業に注意しましょう！

このような事案が発生しています

- 契約以上の土砂を搬入され、その後は放置される
- 廃棄物混じりの土砂の投入が行われる
- ダンプの激しい往来により、近隣住民の生活に支障が生じる

このような場所は注意が必要です

- 大通りに面して、人目につかない場所
- インターチェンジの付近など交通の便が良い場所
- 管理されていない山林や農地

出典：国土地理院撮影の空中写真（2021年撮影）を加工して作成

事業者は「月〇万円払うのであなたの土地に残土を入れさせてほしい」などの魅力のある提案や、公共事業や有名企業の建設残土を搬入すると称するなど、言葉巧みに土砂の搬入を誘ってきます。
不適切な土砂搬入により、隣地に土砂が流出し対処に困るといった事案も発生しています。

大規模災害を防ぐために土地の提供は慎重に検討してください！！

参考

- 令和５年５月 26 日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行されました。
- 同法の規制が開始されると、危険な盛土が行われた土地の所有者も改善命令等を受けることがあります。

お問合せ

豊田市　都市整備部　開発調整課
〒471-8501　豊田市西町３丁目 60 番地
TEL. 0565-34-6744　FAX. 0565-34-6011
E メール kaihatsu@city.toyota.aichi.jp

情報提供をお願いします
電子申請・届出システム

違反開発の通報にご協力ください。

豊田市

違反開発防止週間

令和5年10月15日(日)~10月21日(土)

国土地理院撮影の空中写真（2021年撮影）を加工して作成

違反盛土等による崩落により、
災害が発生する場合があります。
身近に気になる盛土等を発見したら、
QRコードから情報提供をお願いします。

情報提供は
こちらから
お願いします

QR

豊田市開発事業対策協議会

事務局

豊田市 都市整備部 開発調整課

TEL 0565-34-6744
FAX 0565-34-6011
MAIL kaihatsu@city.toyota.aichi.jp

構成団体

愛知県行政書士会豊田支部
愛知県土地家屋調査士会豊田支部
一般社団法人愛知県測量設計業協会
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会豊田支部
公益社団法人愛知建築士会
公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部
豊田市区長会／豊田商工会議所
豊田市森林組合／愛知県西三河県民事務所
愛知県豊田加茂農林水産事務所
愛知県豊田加茂建設事務所
豊田市長／豊田市農業委員会

11 住み続けられるまちづくりを

17 パートナーシップで目標を達成しよう

WE LOVE とよた

資料４

豊こ若発第 1168 号
令和５年９月２７日

区長会役員　各位

こども・若者政策課長　宇佐美　由紀

「子どもの権利」地域向け研修の開催について（情報提供）

日ごろより、当市の青少年健全育成事業に関し、多大なる御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの件について、子どもの権利啓発を図り、今後６年かけて市内全中学校区に地域の大人向け研修を、別紙のとおり開催する予定です。

毎年、４～５地区となりますが、該当年となりました場合、チラシの自治区回覧の御協力をよろしくお願いいたします。自治区回覧については、そのつど、地区区長会長に御依頼します。

【連絡先】
豊田市こども・若者政策課　渡邉、國枝
電　話：３４－６６３０
ＦＡＸ：３４－６９３８
E-mail：kowaka@city.toyota.aichi.jp

「子どもの権利」地域向け研修の開催について

1　目的

平成１９年に愛知県内で初となる子どもの権利を保障する子ども条例を制定し、こども園をはじめ、小・中学生の学校の授業や教職員向け研修を実施し、お互いの権利の尊重など、子どもの権利の理解・啓発に取り組んでまいりました。さらに、子どもに関わる大人（保護者・地域）の方々に、子どもの権利等について知っていただくことで、あらためて子どもとのかかわり方について考えるきっかけとします。

2　実施方法

・小中学校での対面授業実施年に合わせ、各地区交流館等で実施（全２８地区）
・講師は子どもの権利擁護委員（大学教員・弁護士・元児童相談所長　等）

3　対象者

・保護者、PTA関係者、部活動地域指導者、地域学校共働本部関係者　ほか地域の大人

4　実施スケジュール

R5	10/1 （ 日 ） 10:30－正午 藤岡交流館	10/22（日） 10:30－正午 豊南交流館	11/5(日) 10:30－正午 崇化館交流館	11/12（日） 10:30－正午 朝日丘交流館	－	11/25.26 子どもの権利条約フォーラム
R6	高橋地区	益富地区	美里地区	藤岡南地区	－	今後も11月「世界こどもの日(11/20)」に因んだイベントを開催予定
R7	梅坪台地区	末野原地区	竜神地区	下山地区	旭地区	
R8	逢妻地区	高岡地区	上郷地区	前林地区	若園地区	
R9	保見地区	猿投台地区	猿投地区	井郷地区	足助地区	
R10	石野地区	浄水地区	松平地区	小原地区	稲武地区	

◆ **このほか各地域において職員による出前講座や登録講師による講座実施の呼びかけ**

5　その他　　子どもの権利条約フォーラム2023inとよたについて（予告・別紙参照）

・11/25（土）26（日）に、豊田市コンサートホール、豊田産業文化センター等において、市民が主体となって全国的な市民フォーラムが開催されます。豊田市は共催として、開催を支援し、市民への普及を後押ししてまいります。

開催決定！

— 第31回 —

子どもと大人で楽しむ、学ぶ

子どもの権利条約フォーラム2023 inとよた

2023
11.25 sat 26 sun

豊田市コンサートホール、
豊田産業文化センターなど

講演　意見交換　出展　お楽しみ企画　分科会

基調講演（11/25）
国連子どもの権利委員会委員
おおたにみきこ
大谷美紀子さん

1987年、上智大学法学部国際関係法学科卒業。1990年より弁護士。人権問題に関心を持ち、子どもの権利条約について学んだことがきっかけで、人権教育、国連の人権活動、国際人権法に関心を持ち、米国に留学。国連人権高等弁務官事務所ニューヨーク事務所でインターン。1999年、コロンビア大学国際関係公共政策大学院修了。帰国後、2003年、東京大学法学政治学研究科修士課程専修コース修了（国際法専攻）。弁護士として、また、NGO活動を通して、子どもの人権、女性の人権、外国人の人権問題に取り組む。2017年から、日本人初の国連子どもの権利委員会委員（2025年まで）。2021年5月から2023年5月まで、同委員長。

国連『子どもの権利条約』
(Convention on the Rights of the Child)
をご存知ですか？

子どもを一人の人として認めて人格と尊厳を守り、生まれた場所や暮らしている場所がどこであろうと、安心して成長していけるようにするために、世界の国々が話し合って決めた、とても大切なルールです。

1989年に国連が採択し、子どもの「生存」「発達」「保護」「参加」の権利を具体的に定めました。締約国は子どもの人権を「尊重」、「保護」し「充足」させなければなりません。日本も1994年に子どもの権利条約を批准し、2023年にはこども基本法が施行されました。

子どもの権利条約フォーラムは、権利の主体者である子どもたちも参加して、子どもの権利や権利条約について学びあい交流するイベントです。

主　催　子どもの権利条約フォーラム2023 in とよた実行委員会　　共　催　豊田市

後　援　こども家庭庁／愛知県／愛知県教育委員会／豊田市教育委員会

Q 子どもの権利ってなんだろう？？

生きる権利　**育つ権利**　**守られる権利**　**参加する権利**

～子どもの権利の4原則～

1. **差別の禁止**（差別の無いこと）
2. **子どもの最善の利益**（子どもにとって最も良いこと）
3. **生命、生存及び発達に対する権利**（命を守られ成長できること）
4. **子どもの意見の尊重**（意見を表明し参加できること）

子どもの権利条約フォーラム とは？

国連『子どもの権利条約』の普及と、子どもの権利について関心を寄せる人々の意見交換、出会い、交流の場として始まりました。1993年から子どもの権利条約採択記念日（11月20日）前後に、全国各地でこれまで延べ30回開催されています。毎回2日間で、延べ1,000人近い参加者が開催地及び全国、そして海外から集まり、子どもを取り巻く環境や課題について、現状報告、意見交換を行っています。

子どもの権利条約フォーラム2023 in とよた 実行委員会より

ご縁がつながりまして、豊田市にて第31回目の子どもの権利条約フォーラムを開くことになりました。フォーラムは、すべての子どもが生まれながらに持つ「あたりまえのこと（＝Rights）」が子どもの権利（＝Child Rights）であり、何かしらの義務や条件との引き換えに得るものではない、という大切なことをあらためて学べる貴重な機会です。さらには、子どもたちの権利保障にはそばにいる大人たちの権利も保障されることが大前提であることから、双方の権利を対立関係で捉える必要はまったく無いのだ、ということを再認識する場でもあります。

これまでプレフォーラムとして、2022年8月にサマーカレッジ『戦争と子どもの権利』（講師：喜多明人さん）を、10月にオータムカレッジ『子どもアドボカシー文化ってなんだろう？』（講師：木村泰子さん）を、2023年1月にウインターフェスティバル『こどもライトまつり』を開催しました。

フォーラムの初日となる11月25日には、国連子どもの権利委員会より大谷美紀子さんをお招きし、国連と世界の国々による子どもの権利条約推進の取組についてご報告いただきます。日本の現状を知り、子どもの声を大切にする環境・文化づくりをテーマに人々の対話を深める機会です。ぜひご参加ください。

実行委員長
石井拓児さん

副実行委員長
釘宮順子さん

副実行委員長
安藤順さん

日程 令和5年11月25日（土）、26日（日）

場所 豊田市コンサートホール、豊田産業文化センターなど

実施事項（予定）
- ●全体会（11月25日）…子どもの権利に関する講演
  全国子どもたちの発表や意見交換
- ●分科会（11月26日）…子どもの権利や子どもに関連した分科会の実施
  その他子どもに関連したイベント

豊田市子ども条例マスコットキャラクター チルコ

豊田市は愛知県下で最初に子ども条例を制定した自治体で、条例を根拠に市長直轄の子どもの権利擁護委員制度、子どもの権利侵害の救済にあたる常設相談機関である子どもの権利相談室を持ってるんだよ。条例は子ども権利条約の理念に基づいて作られているから、歴史あるフォーラムを招致できたことはとても嬉しいことだね！

問合せ先 子どもの権利条約フォーラム2023 in とよた実行委員会
Eメール：crcf.toyota2023@gmail.com　TEL：080-5697-5197

実行委員会構成団体
2023年4月現在

あいちCAPプラス／稲武プレーパーク／一般社団法人いま・ここ／一般社団法人かのこ／こどものマイクけんきゅうかい／自立生活センター十彩／Sokkaの会／つくラッセル／豊田・みよし おやこ劇場／とよたプレーパークの会／フリースペースK／包括的性教育研究会 にじのわ／一般社団法人 三河サドベリースクール・シードーム／森のようちえん てんとうむし／野外保育とよた森のたまご　※構成団体の最新情報はホームページをご覧ください。